

## 令和7年度 第1回 旧市長公舎の保存活用にかかる方針検討委員会 議事録

- 日 時：令和7年6月23日（月）午前10時～12時
- 会 場：新潟市役所古町庁舎4階 402会議室
- 出席委員：坂井委員、藤田委員、津村委員、大倉委員、井上委員、佐藤委員
- 事務局：文化政策課 丸山課長、梨本補佐、川島係長、百瀬副主査  
歴史文化課 野澤課長、廣野補佐  
建築行政課 石川課長、宮木係長  
まちづくり推進課 高島課長、加藤主査
- 報道：0社
- 傍聴者：1名

### ○ 5 意見交換

議題1 旧市長公舎の現状・課題の共有について

事務局（文化政策課） 説明【資料3、4、参考資料1-1、1-2】

意見・質問

（大倉委員）

用途制限で第一種低層住居専用地域ということだが、仮に民間活用する場合、建築審査会にかけると書いてあるが、これまでに市内でそのような実績はあるのか。

（事務局：建築行政課）

第一種低層住居専用地域に係る用途制限の許可に関して、地域の方の利便性の向上に資するもので、あまり大きくない店舗などの実績がある。

（津村委員）

資料中の文言について、今の話で用途地域の用途制限に対して、別の用途でも許可をするという話だと思うが、建築審査会は「許可」なのか。「同意」ではないか。許可をするために建築審査会にかけて、建築審査会が同意するという手続きでよろしいか。

（事務局：建築行政課）

そのとおりです。

（津村委員）

建築審査会は許可ではなく、あくまでも用途地域内に制限があるが、別の用途の建築について同意するというプロセス。今までの許可は建築審査会にかけているのか。

(事務局：建築行政課)  
審査会に諮っている。

(坂井委員長)  
今の質問に関連して、それは具体的に西大畑の周辺の事例か。

(事務局：建築行政課)  
今資料がないので、場所についてすぐには回答できないが、西大畑周辺の話ではない。

(坂井委員長)  
それは店舗ということで、店舗をそこに置くことによって、住民の方々の利便性が増し、住環境にも影響がないだろうということで同意されたということによろしいか。

(事務局：建築行政課)  
はい。

(津村委員)  
公聴会を開くことになるが、その手続きもやられたということか。

(事務局：建築行政課)  
はい。

(大倉委員)  
関連で、旧副知事公舎は現在レストランとして活用されているが、あそこは第一種低層住居専用地域ではないということによろしいか。

(事務局：建築行政課)  
その場所の用途地域については今承知していない。

(大倉委員)  
あそこがレストランとして活用されているので、一つの参考例になると思った。地域が違うとなればまた条件も変わってくるので、その辺が議論の前提になるかと思う。次回でも結構なので教えていただきたい。

(津村委員)  
参考資料 1-1 で、新潟市歴史文化施設保存活用基本計画の第2節の保存にかかる方

針、1の建物で、「文化庁に対して文化財登録原簿への登録申請を提案」とあるが、厳密に言うと申請ではなくて意見照会のような形になると思うが、申請を提案と書かれているが、結果的にはなされていないということで良いか。

（事務局：文化政策課）  
なされていない。

（津村委員）  
それは、なぜか。

（事務局：歴史文化課）  
結論から言うと、確たる理由はないということになる。登録については、公共ではなくて、民間資産を中心にしており、話が来ると実績的には5年にだいたい7、8件くらいのペースで対応していたため、旧市長公舎は公有化されているということもあり、優先順位の高い民間資産の方を対応させていただいていた。

（大倉委員）  
この平成15年の新潟市歴史文化施設保存活用基本計画には、旧市長公舎と合わせて、自分が運営に関わっている旧日本銀行新潟支店長役宅の登録申請も提案されていた。自分は委員会にも出てこの申請提案があったということを、担当者の方に話をしたりして、ぜひ登録してほしいと重ねて話をしてきたけれども、全くそれについて回答はない状態だ。  
改めて廣野補佐の話で一応質問への回答らしきものを伺った。合わせてなぜこの二つの建物の登録をされなかったのかを、もう少し突っ込んだ形でご説明いただきたいという思いを強く持っている。  
また、公有財産より民間を優先したということでは、旧第四銀行住吉町支店は公有の財産だが、すでに登録されているので、今の説明に対して納得がいかないところだ。なぜ登録しなかったかを改めてご説明いただきたい。

（事務局：歴史文化課）  
それぞれの所管課の方からの打診がなくて現状になっている。登録の一番の目的は、保存・保全であり、建物を残すために網をかけるという目的については、公有化されているということである程度果たされているので、登録を否定するものではないが、現状そうっていない。

(大倉委員)

そのところで、文化財になった結果、良い点の一つとしては、津村委員が詳しいかと思うが、登録文化財になった場合、地震等の大きな災害で被害を受けた場合、登録になっていない場合と登録になった場合で、やはり国の補助金等が最近変わってきたというのを聞いている。登録をめぐって、特に耐震が問題になっている建物なので、登録になっている場合となっていない場合で、どういう形で補助金を引き出せたりするのかというあたりも、この委員会で考えるべき基本的なところだと思う。その辺も改めてお話しいただきたい。

(津村委員)

登録文化財を文化庁の指針も含めて国登録を増やしていきましょうという中には、基本的には戦後 50 年が経った時と、阪神大震災が起きた時というのがきっかけで、国の登録有形文化財の制度ができています。まずは戦前の建物を救うことから始まっているが、それから 30 年経っていて、今ではもう戦後の建築も東京タワーも登録文化財だし、名古屋のテレビ塔も重要文化財になる。太陽の塔も重要文化財になるので、そういう意味では 50 年経っているだけで、かなりいい価値があるだけでなく、開発で壊されていってしまうと、基準法の変遷もある中で、登録にしておくことによって、ある程度抑止力がある。

ただ、公共が持たれているものは、それで安全安心ではないかというところが今の話であったと思うが、逆に民間だとほとんど登録に補助がつかない。民間所有だと、プレートが来て、お墨付きがついて文化財登録されたというくらい。

一方で、公共がお持ちだと色々な補助メニューがあるので、登録はむしろ民間所有より、公共所有の登録文化財の方が、インセンティブが高いというのが、自分の感覚ではあるので、もったいないというのが正直なところ。

また、登録は建築基準法適用除外にはならないので、ある意味一般建築物と一緒にだが、そこも建築基準法第 3 条の適用除外条例を市の方で作れば、色々な形で活用も含めた対処方針については考えられるので、一般耐震診断ではないやり方で耐震診断することによって、補強もだいぶ軽くすることができるので、そのあたりは登録しておくというのはかなり有効な手段だと思う。

(坂井委員長)

所管の話があったが、それについては文化政策課ということで、具体的な保存活用のために、歴史文化課と登録といったような話はしたのか。

(事務局：文化政策課)

歴史文化課の方でも申し上げたとおりに、暫定活用をしていたということもあり、こ

れまで登録までの話を歴史文化課と文化政策課で相談することはなかった。

（坂井委員長）

暫定活用だから当面ということで、その先のきちんとしたことまで考えられなかったということか。

（事務局：文化政策課）

はい。

（坂井委員長）

もう一つ、旧日本銀行の砂丘館について、建物の持ち主が新潟市だが、所管はどこか。

（事務局：文化政策課）

中央区地域課になる。

（大倉委員）

我々が指定管理をしてから、当初は文化政策課だったと思うが、その後中央区地域課に変わり、色々な担当者に会い、登録の話はその都度してきたが、登録文化財というものの意味が担当課の方はお分かりにならず、詳しい説明まではしてこなかったが、残念ながら、その方々も歴史文化課と相談することはなかったことが今確認できた。

（坂井委員長）

市の中で色々な部署が管轄している歴史的な文化遺産文化財について、統一的に政策的に歴史文化課の方で考え方や、進め方を政策的に取っていたということはないということか。それは少々課題のように感じる。

もう一つ、登録制度は最初、建造物を対象に 1996 年に作られ登録件数が 1 万 5000 件くらいで急速に増えている。国の文化財だとよく報道される多くのものが登録文化財である。指定と登録というのは、文化財の制度の中では考え方が全然別なのだが、一般市民、国民の中ではあまりそれが区別されずに、国の文化財だということで大切に保存しようとか、活用していこうというような機運というか、気持ちになっているのが実感される。文化財の中では登録制度が新にできて良かったと評価されていて、指定だと規制が多くてかけられないが、登録だったらそれが緩いのでいけるということがある。登録にすると、活用が指定よりも柔軟に行えるので、住みながら使える等のメリットがあるが、その理解が行政の中でも十分されてないところがあるように思う。

逆の意味で言うと、登録であっても、文化財だから手を付けてはいけないというふうに思う人も結構いて、それは少し違うと思うこともよくある。文化財は手をつけてはい

けないという人もいる。日本では法隆寺の火災等色々なことがあって、文化財は手をつけてはいけないとの思いが国民に広く行き渡っているのをあちらこちらで実感している。それは良い面と、それだけに課題が大きいということを感じる。登録は、活用して保存していくために、うまく有効に使う必要があると思う。

(坂井委員長)

資料3「旧市長公舎を取り巻く状況」一覧表の中の③公の施設としての位置づけで、「公の施設ではないため、公共施設の配置方針に該当しない」と書いてあるが、これは具体的にどういうことか。

(事務局：文化政策課)

公の施設というのは、地方自治法上条例を定めて利用料等の細かいことを決めて条例化しなければならないが、市長公舎については公の施設という位置づけではなく、暫定的な行政財産として使用していた。だから使用料も無料であり、開館時間等はホームページ上では公表していたが、公の施設として正式に条例を作って運用していたものではない。新潟市の方でも公共施設の再編という形で、色々な施設を再編したり、多機能化して集約したりという計画をこれから作ろうとしていて、そこらは基本的に公の施設の性質別で議論する形になるが、旧市長公舎は今のところそちらの議論には入っていない。単独でこちらの検討委員会の方針を検討する形になっている。

(津村委員)

行政財産ではあるということによいか。

(事務局：文化政策課)

行政財産ではある。現在、市民等の人を入れて、公の施設として運用していくためには議会に諮って、施設の設置目的、利用時間、利用料などを条例で定める必要があるが、条例は定まってないため、あくまで庁舎と同じような扱いになっている。

(坂井委員長)

そこでお金を徴収することはできないということか。

(事務局：文化政策課)

今のところはやらない。

(坂井委員長)

それもやはり、あくまでも当面の暫定だからということで凌いできたということか。

そうすると、今回きちんとした活用を考えて、民間でも使っていこうとするならば、暫定ではなくて、きちんとした公の施設として使っていくということか。

（事務局：文化政策課）

活用方針によって、資料館のようなものであれば公の施設として条例を定めてということになるが、先ほど大倉委員がおっしゃったような飲食関係といったものであれば、公の施設ではないので普通財産として貸付するということになる。

（大倉委員）

「隣地との境界について境界確認がされておらず、所有地境界が不明確。確定には、相当な時間と手間がかかる見込み」と書いてあるが、これはどこの境界か。

（事務局：文化政策課）

現状は、裏の竹藪になっているところの、崖になっている部分の境界が定まっていない状態。公図としてはあるが、どこからという部分が明確でないので、そこが課題になっている。

（坂井委員長）

これは境界立ち会いをすればすぐ確認できる問題ではないのか。

（事務局：文化政策課）

これから測量する中できっちり分けられるのならば、立ち会いの下で決まるかと思うが、まだそこまで至っていない。なんとなく境界ここかなという認識しかない状況。

（坂井委員長）

何とかしようと思えばそれはクリアできるのか。

（津村委員）

官民境界という話になるということ。敷地も新潟市の所有。しかしそうすると面積が出せないのではないか。

（事務局：文化政策課）

図面はあるが、実際の境界と少々違う。

（津村委員）

あるあるだが、そこは測量して確認して立ち会いしていただきたい。

(事務局：文化政策課)

担当課に聞いたところ、他のところも合わせて測量して、しっかり決めてとなると、少し時間がかかるということである。

(大倉委員)

隣地の民間の方がどういう方かによって、スムーズに行く場合といかない場合があると思うが、なかなかスムーズにいかないという場合、この活用そのものにも影響があるのではないかと少々懸念するのだが、その辺はどのように考えているのか。

(事務局：文化政策課)

具体的な話が出てきたときにどうなるかわからないが、庭に手を入れない建物の活用であれば現状のままの利用が図れるのではないかと考えている。

(大倉委員)

境界を確定しなくても、利用の話を進めることはできると。

(事務局：文化政策課)

同時に境界の話もしていく。

(坂井委員長)

この表にまとめられたのは、現時点での状況という理解で良いか。事実関係が今ひとつはっきりしないところがあるような印象を受けるが、一つ一つ確認しながら作っているのか、以前からの引き継ぎ等で作っているのか。その辺は最新の状況を踏まえて、修正いただく余地がある気がする。

(事務局：文化政策課)

現状はおっしゃる通り、整理がまだし切れてない部分もあり、もう一度改めて一つ一つの項目について、現状と課題も含めてもう少し精査したい。

(坂井委員長)

先ほど、前の保存活用計画をもとに、歴史的建造物としての評価というのが資料3の裏側にあるが、個人的にはあの建物がつくられた時代背景を、新潟市の視点できちんとまとめていただく必要があるのではと思う。

大正11年というのは、新潟市が信濃川を越えて沼垂と合併して発展していく時期である。それから、大河津分水が完成して信濃川の川幅が狭まって、対岸との一体性を高めていって近代化に大きく踏み出していく。新潟市が大新潟に発展するまさにその時期。



西大畑のあの地区は、今の新潟大学医学部のもとになる医科大学が大正 11 年に正式に大学として開学するとか、旧制高校が西大畑の市が提供した土地に入るといような流れの中で、あの地区が新潟市の文教地区として位置づけられていった。

極めて質の高い文教地区としてあの地区があり、その中に市長公舎が作られていく。そのように新潟市が大きく発展していくときなので、やはり市の市長公舎だからそれだけお金を使っていい材料で、市長公舎の役割としては迎賓館等があったのだろうから、それにふさわしい建物を市が力を入れて作った、その点では記念碑的な建物であり土地であると思う。

新潟市との歴史を合わせたときに、新潟市民として熱くなる感じがする。平成 15 年にまとめられた歴史的評価は、建造物としてなので、新潟市の歴史としての、市の歴史上のこの時代の位置づけを把握していただくと、あの建物がああいう風に建てられて今まで残されてきたということが理解できるかと思う。

(大倉委員)

西大畑界限は、江戸時代には町の外であり、新潟の町ではなかった。今坂井委員がおっしゃったように、明治以降、近代化の中で色々な公共施設、学校や県庁が作られたりして開発されていた地域なので、まさに新潟の近代化の中で形作られてきた市街地だと思う。

そういう中で、洋館の接客スペースを作った市長公舎の建物はある意味でその地域を象徴する形を持った建物だと自分も思う。確かにここではその点があまり触れられていないかと思う。

もう一つ、確定したことではないが、あの地域の地図を明治時代から昭和まで見比べたときに気がついたことがある。旧齋藤家別邸と新潟大神宮の間が切り通しになって、道が開通しているのだが、あの開通時期がほぼ市長公舎の建設された時期と近く、もしかしたら、あれほどの大きな砂丘を切り崩して、大きな道を作ったことと、市長公舎の建設もどこかでリンクしているのではないかなというふうに、地図の変遷を見て気が付いたことがあった。その辺を調べていくと、市長公舎をめぐっても色々な新潟の近代の歴史が浮かび上がってくるのではないかと思う。そうした歴史的な町の変遷と背景とともに、建物の価値も考えられるべきかと思う。

(坂井委員長)

民間の方に使っていただくにしろ、新潟市民にとっての市長公舎という建物がどういう歴史のドラマというか、どういう位置づけになるかというのは重要なことではないかと思う。日本の文化財では、だいたいその分野ごとの歴史上の価値付けをきちんと整理するのだが、これはこれで大事なのだが、文化財には常にそれを作った人がいて時代背景があるので、建物の価値の中にそういったことまで含まれている。だから、新潟市の

近代史の歴史と合わせてまとめていただきたい。

(藤田委員)

旧市長公舎を取り巻く状況で2点伺いたい。③の公の施設としての位置づけについて、「安吾 風の館」になった経緯について教えていただきたい。もう一つ、市民の声について、自治会にアンケートを実施したということだが、詳細について教えていただきたい。

(事務局：文化政策課)

一点目の「安吾 風の館」は、新潟市芸術文化振興財団が運営していた。当時秘書課の方で、旧市長公舎としての利用がなくなってきたというときに、内部で旧市長公舎をどうしようかと検討会が設けられたと、記録を確認している。その時にちょうど合併をして、安吾の資料が新潟市にたくさん寄贈され、公開する場所がなかなかなかったこともあり、旧市長公舎を安吾の資料を展示する場として使ってはどうか、というのが内部の会議で決定し、それによって文化政策課に所有が移管されたと確認している。

(坂井委員長)

安吾風の館の事業は今後も行われるのか。

(事務局：文化政策課)

ほんぽーとなどの展示スペースを借りて企画展示をしていくという形で現在やっている。今後もそういう風に進めていきたいと思っている。

(坂井委員長)

その事業は市がやっている事業か。

(事務局：文化政策課)

市も補助金を出しているが、芸術文化振興財団で実施している事業となる。

(坂井委員長)

ではもう一点の方をお願いいたします。

(事務局：文化政策課)

アンケートについては今年の2月1日から2月25日まで、関係4町内会自治会の方に世帯ごとに回答してくださいということで、自治会長を通じてアンケート調査をさせていただき、その中で旧市長公舎の歴史を知っているかや、入ったことがあるか、どん

な施設になると良いかという質問について回答をいただいた。最終的に670世帯中125件の有効な回答をまとめさせていただいた。

(藤田委員)

世帯ごとにとのことだが、こういった形式でお取りしたのか。

(事務局：文化政策課)

紙と、インターネットも活用しながらという形で依頼させていただいた。

(藤田委員)

実際市民の方たちがその建物についてまずどういう風に把握しているのかといったときに、その世帯のどういう方がアンケートに答えたのか、自治会長等を通じてその世帯に配布されていると思うが、そこに住んでいるどんな方が答えたのかで、結果が違ってくるのかなと感じる。それが実際に市民の声を反映しているのかというところ。

(坂井委員長)

井上委員は、アンケートについて地元から意見など聞かれているか。

(井上委員)

そもそも、アンケートの内容を自分は知らない。その界限の町内会長にはされたという報告をいただいた。しかし、その内容を自分は知らなかった。また、今おっしゃっていただいた通り、その界限に住まれる方の価値観と、同じエリアでもちょっと離れたところの方の意見と、ちょっと違うのかなというのはある。

あと、先ほど隣接地の境界がちょっとよくわからないという話があったが、お庭も含めて価値観があるはずだと思うので、まずはその敷地がどこかというのがきちんと分かった状態で話を進めていかれたら良いのではないかなと思う。お庭がすごく立派なので、建物だけどうしようこうしようではなく、庭も含めての環境だと思うので、そういう風に活用できたらと思っている。

アンケートがほんの一部の地域からしか取られていないが、また何か協力できることがあれば、今度はお手伝いできればと思う。

## ○ 議題2 旧市長公舎の保存活用にかかる改修の範囲について

事務局（文化政策課） 説明 【資料5】

意見・質問

(坂井委員長)

まずは耐震診断について、ご説明いただきたい。

(武田オブザーバー)

令和5年に耐震診断をさせていただいた。現状を診断した結果が記載のある通りで0.24という耐震診断結果となり、倒壊する可能性が高いという判定になった。実際、活用用途が決まってない段階で、現状はどうか診断した結果がこの結果になっており、耐震補強をある程度行えば、一応倒壊しないというレベルの形にはできるということは判断できている。実際の外観内観についても、現状と大きく変わらず補強することによって、安全な建物に改修することができるだろうということを、新潟市に提出している。壁が比較的多い建物であり、今ある壁の部分に構造用合板などの補強材を入れることによって、筋かいなども使わずに補強ができるということを確認している。ある程度補強すれば、利活用については自由に全域において活用できるのではないかと思う。

(津村委員)

昭和56年以前に建設されているものは基本的には現行の耐震基準を満たしていない。当時の建築基準法を満たしていても、現行基準を満たしていないものが多いので、耐震診断をすれば何らかの危険性があるのは予想されることで、しかも大正11年の建築なので、基礎の仕様だとか、全く現行基準に当てはまっていないので、診断をすれば危険と出るのには目に見えている。

補強の仕方などは、武田オブザーバーの方でもいろいろご提案いただいていると思うが、どう活用するかによって、補強の設計の仕方が全く変わるし、おっしゃったように壁の中に耐震要素を仕込むとなると一旦壁を壊して、また耐震要素を仕込んで入れるということになるので、それなりに費用がかかるが、壁の外に別につけるというやり方もあるし、おそらくそのあたりもどこまでどう使うというのが決まらないと、武田オブザーバーの方でもザクとした補強案を作るしかない。ここに壁を入れれば、バランスよく耐震できて、基礎と緊結するといったことをすると、基礎を作り直して上げて下ろすとなり、残りを算定率で、という概算の仕方をせざるを得ない。

ただそれは今の基準法の仕様規定に適合させるためのことをきちんとやっていただいている、こうなっているということだと思うので、前提をどうするかによって、また変わってくるかと思う。武田オブザーバーの説明はこうならざるを得ないので、これ以上でもこれ以下でもない。

(坂井委員長)

そうすると、こういう状態だと人を入れて、見てもらったり展示したりは無理だと。

(津村委員)

適切ではないという言い方になる。

(事務局：文化政策課)

市の管理施設ということでは、やはり安全面は考慮した上で、市民の方を入れるところがある前提になるかと思うので、こういった診断が出た以上は何かしら耐震補強をしていく必要があると考えている。

(坂井委員長)

今の話だと、どういう使い方をするかとか、色々な耐震補強の方法があって、使い方にもよるし、どの部分をどういう使い方をするかというようなことが固まれば、それに従って、具体的に柔軟にできる部分もあるということなのだろう。そうすると、あとの部分はどういう使い方をするかという選択が出てくる。

(藤田委員)

用途によって耐震構造が変わるのか。文化財登録の話も出たが、耐震基準はどのように変わるのか。

(津村委員)

用途によって耐震基準は変わらないが、用途というか特殊建築物というか、不特定多数の方を入れる建物なのか、特定少数なのか。住宅等の内々でお使いになるものと、不特定多数の方々が入れられる建物は考え方を変えないといけないということと、避難等の色々なことを含めて特殊建築物かそうでないかで避難に関する基準は大きく違うので、特殊建築物にしようとするには、安心安全が必要になるということ。

(武田オブザーバー)

また、消防法を守らなければならないので、活用用途によって建築の消防法の扱いが変わってくるかと思う。避難経路や消防設備についても用途によって変わってくる。それは消防の方にも確認を取る必要がある。

(大倉委員)

「安吾 風の館」は安吾の資料が寄贈され、市民に公開する場として活用されたという話だったが、「安吾 風の館」の館長であった坂口綱男さんや学芸員の方と話をしたところ、単に場所があったからというのも理由の一つとしてあったようだが、やはり生家に近いという点に価値を感じていらっしゃった。安吾の生家ではないけれど、その近隣で資料を公開されていることにとても意味があるとお話くださった。

そういう意味で今後の活用にあたっては、暫定利用であった安吾の資料を、ここで引き続きまたなんらかの形で公開することも考え方の選択肢としてあっても良いと個人的には思う。民間の利用ということも申し上げていて、どれが一番いいという考えはないけれども、長い間「安吾 風の館」だったことを思って、尚且つ館長さんのお話もあり、新潟大神宮の中に安吾生誕の碑もあるし、西海岸公園の方に行けば護国神社の中に安吾の碑があったりするので、そういう意味では安吾資料を公開する場所としては適切だったと思う。そのことも、検討する場合に委員の方々にも考慮いただきたい。

(佐藤委員)

庭園について、こちらの庭園は平成4年に作られたということだが、おそらく大正11年にも何らかの庭園になっていたのではないかと思います。その記録が自分の知る限り見られないということで、平成4年に作られた庭園の文化的価値というものも、30年前ということではあるが、それはそれなりに意味があることだと思うので、庭が作られた時の考えや思いといったものも建物と併せて整理していく必要があるかと思う。

そして、先日実際にお庭を拝見した上では、樹木というものは生長して大きくなるものなので、それを京都等の本来の庭園では極力樹木の生長を見せないように、大きく伸びないように剪定を細かく繰り返して最初の形を維持していくのが庭の在り方なのだが、残念ながら、ここではそこまでの管理が行き届いていないために、やはり木が大きく伸びてしまっていて平成4年に作られた作者の意図とは少々ズレているところもあるのではないかという気がした。

この状態で一つ一つの木を切っていいかいけないかとか、そういうことではなくて、景色というものをどうやって維持・改善していくかというのは、平成4年の作庭から今に至るまで関わられた業者の方がいらっしゃるので、そういった方のお話を伺いながら考えていく必要があると思う。

(坂井委員長)

作庭者は分かっているのか。

(佐藤委員)

配布された資料にはないが、新潟市歴史文化施設概要調査報告書に石川芳樹園と載っている。

(大倉委員)

長谷川元市長もお元気でいらっしゃるので、平成4年以前の庭がどのような状態だったかをヒアリングしていただければ、どのような経緯で作られたかがわかるのかなと思う。我々もそれを踏まえた方がより良い活用方針を検討できると感じる。

(藤田委員)

先日現地確認をして、長谷川元市長が市長公舎を数回使用されたとお聞きした。その時どういう風にどういう思いで使用されたのかヒアリング調査をするというのは非常に重要なことかと思う。そういった証言から、実際どういう活用をすれば良いか考えたい。

加えて、改修の範囲については急な議論なのかなと思う。どういった活用になるかによって、改修の範囲が決まっていくのかなと感じる。今ここでどこを改修しましょうというのは違和感を感じる。

(坂井委員長)

いろいろ意見が出ているように、やはり歴史的な場であり、建物であり、新潟市そのものと密接に関わっているので、どういう価値があるのかということ平成 15 年の段階で一応整理をされていても、現時点ではさらに異なる見方が付け加えられる可能性も出てくると思う。

制度が変わっている部分もあるので、そこを再度確認して、そこから今どのような活用が可能で、その場合どういう改修だったら OK だと。それは色々な選択肢で動く要素がいくつかあるので、どの辺で決めるとちょうど良くなるかというようなことなのではないかと思う。少々議題がずれていたかもしれないが、そういう観点から色々ご意見をいただきたい。

(津村委員)

文化財建造物だと、保存活用計画を作りましょうというのは、平成 31 年の文化財保護法の改正から文化財所有者に対してされていることが多いが、そのときに平面図や立面図に色分けをしてしまう。より価値が高いとか、そうでもないみたいだとか。しかし、あの作業をやっていて正直辛いと思うのが、それぞれがそれぞれに歴史を持っていること。その場所やエリアで、それが敷地や庭との関わりもあったりするので、なかなかそう簡単に色分けできないのだが、これから整備していったり、実際に工事していったり、設計する立場だと、何らかのグラデーションをつけざるを得ない。それは計画を立てる上では必要なことだと思う。

ただ、その時にどうやって考えるかという中で、できた当初から百年以上経つとそれなりの変遷というものがあり、トイレを新しくするとか、設備を変えるというのがやはり出てきているので、どうしても設備周りは更新が早い。この建築で言えば、寝室の部分を増築しているが、そのあたりの整理というのは、やらなければならないだろう。

また、暫定とはいえ、安吾の資料展示をしていた歴史も、近過去だがあって、そこをご覧になっていただいている方々もいる。実際、寄贈を受けた資料をここで展示できなくなったら、それをどこでやるのだろうというのが素朴な疑問としてあるので、今日ま

での経緯というのを改めて整理しないと、なかなか色々決めていられないかなと。

武田オブザーバーの方で老朽化診断をされているが、やはり傷んでいるということは傷む理由があるわけで。それを同じようにしていたら、おそらくよろしくない。だから、物理的な判断もある。補強の考え方の中にも活用でこうするから、ここに展示壁をだとか。実際、公開エリアにするにあたって展示壁を入れている。それらをうまく表に付加的に入れてみるというのもできる。

あとは、最初に申し上げた登録文化財にすればとか言わないにしても、一般耐震診断ではなく、例えば限界耐力計算でやるとか。診断方法も大変だし、できる方もそう多くはないというのはあるが、それによって補強の量も変わってくる。

ソフトの方とハードの方で一つ一つ条件を作っていくと解けていくのでは。もちろん、そこに投資した分は回収しなければならないので、ここまでなら投資できるという、それが予算になると思うが、そのいくつかのファクターをせめぎあいながらやっていく中で、公的な部分と民間の部分とで、うまくシェアしながら使えるようになる。理想論を言っているが、そういう手続きを踏んでいかないと良い施設にならないと思う。だからみんなである程度汗をかかざるを得ないのかなと思うので、まずは建物とお庭の方、佐藤委員がおっしゃっているように大正 11 年から令和 7 年の今に至るまでの変遷、経緯というのを抑えて議論するというのが大事かなと思う。

(大倉委員)

佐藤委員の話で、樹木がどんどん大きくなっているとあった。近隣に旧斎藤家別邸があるが、あちらは年間を通じて管理がされている。

我々砂丘館は、庭園管理予算がほぼない状態でボランティアの方にお越しいただき、また、指定管理者が行う実地講習で剪定管理を行っているので、どんどん木が大きくなっている。実際に木が大きくなりすぎると、近隣の方からの苦情がある。

旧市長公舎にもかなり落ち葉などへの苦情があったと管理者からお聞きしているが、仮に民間の方が活用する場合に、近隣の方の苦情への対応、巨木があった場合、積雪の場合、大きな枝が落ちてきた場合、どう責任を取るか等、その辺の話も関わってくるので、樹木を活用するにあたって、どういうふうに考えていくかということは、あらかじめきちんと考えておかないと、活用した方に負担をかけてしまうということにもなりかねない。その辺の考え方も定めながら活用計画を立てないと実際に活用する人が、困ってしまうということがあるのではないかなと体験的に思う。

(坂井委員長)

そういう課題もあるということ。色々な意見が出たと思うので、今日の意見を踏まえて、これからの検討の道筋をもう一回再整理していただき、示していただきたい。



(事務局：文化政策課)

本日いただいたお話の内容をこちらで整理させていただき、次回どういった方向性でお話しいただくのかというところも含めてまた皆様に改めてご連絡を差し上げたい。

(坂井委員長)

それから、先ほど新潟市にとっての旧市長公舎の位置づけについて言ったが、戦前は県外から来た市長には、どんな人がいて、どのように使っていたのか、それから大広間に誰が来たか。それは戦後もあるのだろうと思うが、長谷川元市長とは以前別の会でお会いし、すごく元気だった。平成5年に庭園を整備して、引き続き使っていくという方向性を明確に出された市長として、どんなお考えがあったかとか、実際に増築した部分でお泊りになったとか、そういう話をぜひお聞きいただいて、あの建物、あの敷地でどういう人の行き来や、やり取りがあったか。それはとても魅力的で重要なことと思うので、調べていただけるとありがたい。

○ 閉会